

一般社団法人レプロ東京 定款変更 新旧対照表

定款変更案	現行定款
<p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 当法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>2 当法人の会員は次の3種類とする。</p> <p>(1) 正会員 当法人の活動理念に賛同し、有償で入会した個人または団体。 (例：選手，練習生，OB選手)</p> <p>(2) 準会員 当法人の活動理念に賛同し、当法人の活動を賛助するために無償で入会した個人または団体。 (例：マネージャー，その他スタッフ)</p> <p>(3) サポート会員 当法人の活動理念に賛同し、当法人の活動を賛助するために入会した個人または団体。活動内容に応じて、当法人より交通費等の実費支給が発生する場合がある。 (例：監督，コーチ，トレーナー，オフィシャルカメラマン)</p> <p>3 入会を希望する社員及び会員は、当法人の活動理念に共感すると共に理念の達成に向けて協働できる志を持ち、当法人の所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。</p> <p>4 各会員については、別途会員規約を遵守するものとする。</p>	<p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 当法人の活動理念に共感すると共に理念の達成に向けて協働できる志を持ち、入社したものを社員とする。</p> <p>2 社員となるには当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第30条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。</p> <p><u>附則</u></p> <p>この定款は、令和3年11月1日から施行する。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第30条 当法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。</p>